

山口県報

平成 30 年
7 月 3 日
(火曜日)

目 次

- 規則 山口県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則(自然保護課)……………一
- 告示 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………二
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………二
- 漁業災害補償法第百五条第一項第二号ロの規定による区域及び区分の設定に関する告示の一部改正(農林水産政策課)……………二
- 保安林予定森林(森林整備課)……………三
- 保安林指定施業要件の変更(山口市)(森林整備課)……………三
- 公告 契約の締結(情報企画課)……………四
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………五
- 職業訓練指導員試験の実施(労働政策課)……………六
- 下関都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………六
- 選管告示 不在者投票のできる介護老人保健施設の指定……………七



山口県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第六十六号

山口県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

山口県立自然公園条例施行規則(昭和三十五年山口県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条中第十一号の五を第十一号の六とし、第十一号の四の次に次の一号を加える。

十一の五 不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第七十七条第一項第九号に規定する境界標の設置

第十二条第十一号の六の次に次の五号を加える。

十一の七 電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)第二条第四号に規定する無線設備の改築又は増築(増築後の高さが既存の無線設備又はそれが附帯する工作物のうちいずれか高いものの高さを超えないものに限る。)

十一の八 電線、電話線又は通信ケーブル(以下「電線等」という。)の張替え(既存の電線等の規模(径を除く。))を超えない範囲内で行うものに限り、色彩の変更を伴うものを除く。)

十一の九 電柱に附帯する変圧器の交換(既存の変圧器の規模を超えない範囲内で行うものに限る。)

十一の十 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線等の設置

十一の十一 野生鳥獣による人、家畜若しくは農作物に対する被害を防ぐために行うカメラの設置又は柵、金網その他必要な施設(高さが三メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上離れているものに限る。)

の新築、改築若しくは増築

第十二条第二十七号の十の次に次の二号を加える。

二十七の十の二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二

第一項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として行う鳥獣の捕獲又は殺傷

第二十七の十の三 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二

第五項の規定により国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により国の機関から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として行う鳥獣の捕獲又は殺傷

第十六条第一号中「第十一号の五」を「第十一号の十一」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第二百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成三十年七月三日

山口県知事 村岡 嗣政

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
おのクリニック	周南市大神四丁目一〇番三号	平成三〇、四、三〇
ひで歯科クリニック	山口市中央四丁目一番一号	〃 〃 〃
やまもと歯科クリニック	〃 吉敷中東三丁目一番一号	〃 〃 〃
ひまわり薬局大神店	周南市大神四丁目一番三号	〃 〃 〃

山口県告示第二百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年七月三日

山口県知事 村岡 嗣政

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
まかたこどもアレルギークリニック	山口市赤妻町三番三三一一号	平成三〇、六、一
かわい泌尿器科クリニック	防府市大字植松五五九の一	〃 〃 〃
おのクリニック	周南市大神三丁目一二番一号	〃 〃 〃
ひで歯科クリニック	山口市中央四丁目一番一号	〃 〃 〃
医療法人やまもと歯科クリニック	〃 吉敷中東三丁目一番一号	〃 〃 〃
みんなの薬局	〃 赤妻町三番三三一一二号	〃 〃 〃
あいお薬局	〃 秋穂東六二七九	平成二七、七、〃
ひまわり薬局大神店	周南市大神三丁目一二番七三三号	平成三〇、五、〃

山口県告示第二百四十七号

漁業災害補償法第百五条第一項第二号ロの規定による区域及び区分の設定に関する告示（平成十五年山口県告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成三十年七月三日

山口県知事 村岡 嗣政

表中

野波瀬区域
(山口県漁業協同組合の地区のうち長門市三隅下字野波瀬、宇室生及び字向山の地域)

野波瀬区域
(山口県漁業協同組合の地区のうち長門市三隅下字野波瀬、宇室生及び字向山の地域)

1 総トン数十トン未満の漁船により、船びき網を使用し、主として北緯三十四度四十五分未滿の漁船により、主として北緯三十四度四十五分未滿の漁船による / 及び 2 に掲げる漁業以外の漁業
3 総トン数十トン未満の漁船による / 及び 2 に掲げる漁業以外の漁業
4 又ははえ縄を使用して営む漁業
5 小型定置網漁業
6 / から 5 までに掲げる漁業以外の漁業

1 小型定置網漁業
2 主としてまき網又は船びき網を使用して営む漁業
3 総トン数十トン以上の漁船により、主として敷網を使用して営む漁業
4 / から 3 までに掲げる漁業以外の漁業

山口県告示第二百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成三十年七月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林予定森林の所在場所
周南市大字鹿野上字石ヶ谷東平一一四六八の一、字石ヶ谷西平一一四六九の一
- 二 指定の目的
水源の涵養
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済産業部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

を

に改める。

- 一 保安林予定森林の所在場所
岩国市美川町南桑字洞木二二三〇から二二三四まで、二二三八の二、二二三九の二、字日之浴二五六二の二、二二三四三、二二三四八、二二三四九、字せど二二三九六、字柏川セド一三五〇六、一三五〇八、一三五一一
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
岩国市美川町南桑字日之浴一三三四八・字柏川セド一三五〇六・一三五〇八・一三五一一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

山口県告示第二百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保

安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成三十年七月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
保安林の指定をする件(平成二年農林水産省告示第七百三十八号(一)に係るものに限る。)、保安林の指定をする件(平成七年農林水産省告示第四十四号(二)に係るものに限る。)、及び保安林の指定をする件(平成七年農林水産省告示第六百七十六号)に定めるところによる。
- 二 変更に係る指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
山口市阿東嘉年下字牝滝山一二四八の五、一二四八の六、一二四八の八、阿東地福下字中ヶ迫二三〇七の三二、二三〇七の五九から二三〇七の六九まで、二三〇七の七、二三〇七の一、二、二三〇七の一三、二三〇七の二一、二三〇七の二二
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
山口市阿東篠目字山根四四から四七まで、宇尾杉ヶ浴四九から五四まで、阿東生雲東分字水無し四九一、四九六第一・四九六第二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、四九六第三、四九六第四(次の図に示す部分に限る。)、一三六八の二、一五八九、一五八九第一、一五八九第二・一五八九第三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、一五八九第四から一五八九第七まで、宇弥五郎五〇〇(次の図に示す部分に限る。)、五〇一の一、字榎谷一五八九の二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。



- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。)
- (一四六) 契約の締結
次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。
平成三十年七月三日
山口県知事 村岡 嗣 政
- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
総合企画部情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量
ネットワーくパソコン用ソフトウェアライセンス 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成三十年六月十三日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

リコージャパン株式会社 東京都港区芝三丁目八番二号

六 落札金額

四千三百一十一万九千八百六十四円

七 入札公告日

平成三十年五月一日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格

(二四七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成三十年七月三日から同年十一月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年七月三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 平田ショッピングセンター

所在地 岩国市南岩国町二丁目七六番二七号

二 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住

所

代表者の氏名

十川 秀子

大阪府枚方市茄子作一丁目四〇番四号

十川 孝之

北楠葉町二番八号

十川 尚之

油屋 正義

油屋ひろ子

株式会社中央フード

株式会社岩崎宏健堂

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項

大規模小売店舗を

設置する者の代表

者の氏名

大規模小売店舗に

おいて小売業を行

う者の代表者の氏

名

株式会社岩崎宏健堂

〃

〃

富永 幸朗

〃

上野山孝誠

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃 〃 岡山手町一五番二五号

〃 〃 岩国市横山三丁目二番二三号

〃 〃 横山二丁目一番四号

〃 〃 防府市大字江泊一九三六

〃 〃 周南市下一の井手五六三六の五

〃 〃 清水 実

〃 〃 上野山孝誠

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

清水 実

上野山孝誠

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 平田ショッピングセンター

所在地 岩国市南岩国町二丁目七六番二七号

届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住

所

代表者の氏名

十川 秀子

大阪府枚方市茄子作一丁目四〇番四号

十川 孝之

北楠葉町二番八号

十川 尚之

岡山手町一五番二五号

油屋 正義

岩国市横山三丁目二番二三号

〃 〃 横山二丁目一番四号

〃 〃 防府市大字江泊一九三六

〃 〃 周南市下一の井手五六三六の五

〃 〃 清水 実

〃 〃 上野山孝誠

〃 〃 〃

五

大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	株式会社中央フード	佐伯 和彦	清水 実
---	-----------	----------	---------

- 四 届出年月日
平成三十年六月十五日
- 五 変更年月日
平成三十年五月十八日

(二四八) 職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施します。

平成三十年七月三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 試験を行う免許職種及び試験の方法
 - (一) 免許職種
職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一に掲げる免許職種
 - (二) 試験科目
学科試験のうちの指導方法
- 二 試験の日時
平成三十年九月四日（火曜日）午前十時から午前十一時三十分まで
- 三 試験の場所
山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク
- 四 受験資格
法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者であること。ただし、次に掲げる者は、受験できない。
 (一) 法第二十八条第五項各号のいずれかに該当する者
 (二) 受験しようとする免許職種について法第三十条第五項の規定による実技試験の全部及び学科試験のうちの関連学科の免除を受けることができない者
- 五 受験申請書の受付期間

平成三十年七月二十四日（火曜日）から同年八月七日（火曜日）まで（郵送の場合）は、八月七日までの消印のあるものは、有効とする。）
 六 受験申請書の提出先
 山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）
 山口県商工労働部労働政策課

七 提出書類

- (一) 受験申請書及び履歴書
- (二) 写真（縦四センチメートル、横三センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、氏名を記入すること。）
- (三) 技能検定合格証書等受験資格を証する書面

八 受験手数料

三千百円に相当する山口県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表は、平成三十年九月十二日（水曜日）とし、合格者の受験番号を山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

- (一) 受験案内、受験申請書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部労働政策課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「指導員試験申請書請求」と朱書し、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を同封すること。
- (二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部労働政策課産業人材育成班（電話〇八三―九三三―三三三四）にすること。

(二四九) 下関都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による下関都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成三十年七月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
下関都市計画用途地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課



山口県選挙管理委員会告示第四十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる介護老人保健施設を次のとおり指定した。

平成三十年七月三日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団青寿会介護療養型老人保健施設青海荘式番館	下関市武久町二丁目五三番八号	平成三〇、六、二二

平成三十年七月三日
發行

發行
人所

山口
県知事
庁